

青森大学日本語教育センター規則

(設 置)

第1条 青森大学（以下「本学」という。）は、質の高い日本語教育の開発及び提供並びに日本語能力向上のための支援を目的として青森大学日本語教育センター（以下「センター」という。）を設置する。英文名を「Center for Japanese Language Education」とする。

(目 的)

第2条 本学の学生等に対する日本語教育と、これに必要な調査研究を行うとともに、地元自治体、関係機関、企業、海外協定大学との連携を通して、本学の教育の質向上と地域社会の日本語、日本文化教育の発展に寄与することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学日本語科目の運営に関すること。
- (2) 日本語教員養成プログラム実施に関すること。
- (3) 地域連携に関すること。
 - ・青森県国際交流協会および県内の国際交流団体
 - ・県内の各教育委員会および小中高等学校
 - ・その他、国、自治体、その他外部の組織（大学、企業、日本語教育機関、NPO等）
- (4) 日本語指導が必要な児童生徒の教育支援に関すること。
- (5) 日本語教育に関する専門的能力向上のための研究
- (6) 海外協定校との教育交流の推進
- (7) その他センターの目的達成に必要な事業

2 前項の業務は、本学の教育の方針及び計画に基づき、青森大学日本語教育センター運営会議、青森大学社会連携委員会との密接な連携の下、行うものとする。

(組 織)

第4条 センターには、センター長を置く。必要に応じて、副センター長、教員、研究員、事務員、留学生アドバイザーを置く。

(センター長)

第5条 センター長は、センターの活動に関する事項を統括する。

- 2 センター長は、専任教職員のうちから学長が任命する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故のあるときは、その職務を代行する。

- 2 副センター長は、専任教職員のうちから学長が任命する。
- 3 副センター長の任期は2年とする。ただし、再任されることができる。

(センター運営会議)

第7条 センター運営会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 第3条に掲げる事業に関する事項

(2) センターの予算に関する事項

- 2 運営会議の委員は、センター長のほか、副センター長、社会連携委員会副委員長、担当副学長、学長補佐、経営戦略局長及び事務員とする。
- 3 運営会議は、必要に応じ、委員以外の教職員（学園職員を含む。）の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 センターの業務に係る事務は、センター事務員が行う。

- 2 経営戦略局長は、センターの事務を適切に行うため、職員に対しセンターの事務に従事するよう、命ずることができる。

(改正)

第9条 この規則の改正は、運営会議が審議し、学長が行う。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。